

大学等向け I P D L 公報固定アドレスサービスのご利用のご案内について

1. サービスの概要

独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下、情報・研修館）では、政府の知的財産戦略本部が策定した知的財産推進計画 2006 に沿って、大学等における研究開発を支援するため、大学等の利用者に対し、特許電子図書館（以下、I P D L）の公報データに直接アクセスできる公報固定アドレスサービスを平成 19 年 1 月 29 日から開始致します。

公報固定アドレスサービスとは、大学等の利用者が特許公報番号を指定することで、I P D L に蓄積されている公報文献単位 P D F ファイルを直接参照できるサービスです。

本サービスにより、大学等の利用者は、例えば以下のように簡便に特許公報データへのアクセスが可能となります（インターネットへの接続環境をお持ちであれば、利用料金は一切かかりません）。

- 活用例 -

貴大学による特許出願の公報固定 URL を大学の H P 等に掲載することで、大学内で簡便に特許公報情報を共有可能となります。

貴大学の知的財産本部等が行った先行技術調査結果を特許公報の URL 情報としてメールで関係者に送付することで、受領者は添付されている URL から当該特許公報にアクセスすることが可能となります。

貴大学において独自に開発した検索システムの検索結果の最終的なアクセスは、公報固定 URL により特許庁にアクセスすればよく、システムを分散化できます。

2. サービスをご利用頂ける方

本サービスは、情報・研修館に IP アドレスをご登録頂いた「大学等」がご利用頂けます。「大学等」の定義は、知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 3 項に規定に従います。具体的には以下の組織に所属する職員、研究員及び学生がご利用頂けます。

大学及び高等専門学校（[学校教育法](#)（昭和二十二年法律第二十六号）[第一条](#) に規定する大学及び高等専門学校をいう。第七条第三項において同じ。）

大学共同利用機関（[国立大学法人法](#)（平成十五年法律第百十二号）[第二条第四項](#) に規定する大学共同利用機関をいう。第七条第三項において同じ。）

独立行政法人（[独立行政法人通則法](#)（平成十一年法律第百三号）[第二条第一項](#) に規定する独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人（[地方独立行政法人法](#)（平成十五年法律第百十八号）[第二条第一項](#) に規定する地方独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。）であって試験研究に関する業務を行うもの

特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、[総務省設置法](#)（平成十一年法律第九十一号）[第四条第十五号](#) の規定の適用を受けるものをいう。第三十条第一項において同じ。）であって研究開発を目的とするもの

国及び地方公共団体の試験研究機関

3. 利用登録手順

登録をご希望される大学等は、以下の項目をご記入の上、「5. 問い合わせ・送付先」に記載された当館情報提供部IPDL担当までメールにてご連絡下さい。追って公報固定アドレスを送付致します。

御願い!

メールの見出し/タイトルは、
必ず「公報固定アドレスサービス登録依頼」として下さい。

< 必要登録事項 >

1. 大学等（機関）名
2. 連絡先
 - 部署名
 - ご担当名
 - 電話番号
 - E-Mail アドレス
3. IPアドレス
(例：XXX.XXX.XXX.XXX)

< 個人情報の取り扱い >

ご登録頂いた事項に含まれる個人情報につきましては、本サービス利用に当り照会等のための連絡先として利用させていただきます。

4. その他の注意事項

- (1) 当該サービスの利用はIPアドレスの登録を済ませた大学等に所属する職員、研究員及び学生に限定されます(登録されたIPアドレスのみからのアクセスが可能となります)。それ以外の方のご利用は認められません。
- (2) 当該サービスにより得た情報の商用利用はいかなる場合も禁止されています。

5. 問い合わせ・送付先

(独)工業所有権情報・研修館 情報提供部 IPDL担当
電話番号：03 - 3581 - 1101 (内線：2413)
メールアドレス：PA0670@inpit.jpo.go.jp